平成２２年２月１４日

法律あっての「歯科技工士」

違法入れ歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動推進本部
代　表　　脇　本　征　男

２月６日（土）と、２月１３日（土）の両日、TBS テレビ報道特集「NEXT」で、歯科技工の海外委託問題についての報道が成されました。

さすがに民法報道の王とも言われる、２年半がかりの取材範囲の広さと内容の緻密さは驚嘆にあたいする成果で感激しました。同時に、取材にご協力頂いた大学関係の教授をはじめ個人名を出されての正義の主張を成された先生方、歯科技工士の方々に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

TBS 取材陣も、訴訟の提起当初から担当者が３代に亘っております。長い間、継続的にこの問題を取り上げられ、今後も継続的に真実の追究をされるという報道の熱意に対しまして、有り難く、心からの感謝を申し上げます。

私たちは、訴訟という形態を維持しながら大勢の支援者に支えられながら、今日、最高裁で最後の審判を仰いでいる最中です。単純に、法律違反だから早いだろうと思っていたことでも、既に２年半を経過しております。

ご承知の通り、法律上は単純に「いけないことは　いけない」といかないところが、法律解釈という難壁で道を塞がれております。行政、歯科医師会、それにこの業の当事者である歯科技工士会が、歯科技工士の身分・地位・業務の確立を阻害している事実です。

今回、図らずも報道番組の中で放映されていた多くの違反事例、「無資格者による作成、頼んだモノと異なる材料、有害金属、その他の安全性の危惧」等、行政の管理監督が行き届かない場所、人、材料（質）等による「技工行為」で弊害が惹起されたのでは、守られるべき国民の安心・安全が確保されないという観点から、国会で昭和３０年に「歯科技工士制度」が布かれたのであります。

歯科医師に対して、歯科技工士法での拘束をはずす「第２条」の解釈を曲解することにより、「海外委託は歯科医師の裁量で OK」ということでは、余りにも時代錯誤や思考狭窄も甚だしく、法治国家の諸行かと見識を疑います。

法の経過年数の古さを上げて、的違いの最もらしい理屈を羅列される方がおられますが、泥棒が目の前にいるのに、捕まえるのは「縄を綯ってからにしてくれ」では現行法が行き場を失い泣いております。まさに法軽視、歯科技工士の存在意義の否定にも繋がります。

今回、法廷外活動の一環として、厚生労働大臣に直訴することに致しました。
各都道府県歯科技工士会会長方に「要請賛同」のお願いを申し上げましたところ、第一番目の雄叫びを社団法人神奈川県歯科技工士会会長伊集院正俊様から「理事会の全会一致で決しました」の Fax. を頂戴致しました。心から有り難く御礼を申し上げます。

これを機会に、他の都道府県技会長様方も勇気をふるって英断のご賛同を賜りますよう心からお願い申し上げます。

今回の TV 放映の最後に新卒歯科技工士の彼女のことば、「一つ一つ、思いやりをもって、失敗があっても努力して、誇りをもって」。救われます。みんなあなたを応援しています。

以上